



地方自治法の大改正による

諸条例の改正など可決

当初予算2億4,050万円

昭和三十九年度当初予算など重要議案が三種類も可決、定例第一回町議会は三月二十三日召集され、会期六日間で町長提出の三十五議案の全部を審議可決されました。

町長は、町議会に提出された地方自治法のうち、財務関係の町条例の全面的改正案が審議可決されたこと、契約または財産の取得、処分等について、従前に比し町長の権限が大巾に拡大されたこと、予算の編成および内容が大巾に変わったことなどが主なものである。以下議案のあらましについて説明しよう。

町長施政方針の概要

昭和三十九年度徳地町一般会計予算案を提出するに当たり、町長は、約四百四十万円、官庁造林の分収金は、千三百五十万円を見込んでいます。

これは、徳地町使用料徴収条例と改められたこと、内容従前の中央公民館の使用料に、新しく島地、八坂公民館の使用料が加えられたこと、成徳の内容には、徳地町手数料条例の一部を改正する条例について、



